

伊 勢 市 公 報

第 182 号
平成 25 年 6 月 5 日
水 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	2
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	3
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 道路の供用開始について	5
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
○ 伊勢市岡本財産区議会の招集について	7
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	8
○ 平成 25 年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	9
 宮川用水土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長告示	
○ 宮川用水土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長告示	
・ 候補者の届出について	10
・ 無投票の確定について	12
・ 選挙会の日時及び場所について	13
 選挙管理委員会告示	
○ 宮川用水土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	14
・ 選挙長の行う告示の方法について	15
・ 候補者届出書等の提出場所について	16
・ 候補者届出書等の様式について	17
・ 投票用紙等に押すべき印について	18
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	19
・ 選挙立会人の選任について	20
・ 投票用紙の様式について	21
 公 告	
○ 市営住宅入居者の公募について	23
○ 農用地利用集積計画について	28
 公 表	
○ 伊勢市情報公開制度の実施状況の公表について	29
○ 伊勢市個人情報保護制度の実施状況の公表について	31

伊勢市告示第 57 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 25 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 区域

変更前

本会の区域は、伊勢市楠部町字浅香山 263 番地 2 から 263 番地 207 まで、伊勢市中之町字浅香山 20 番地 2 から 20 番地 104 まで、伊勢市中村町字桶子 302 番地 71 から 302 番地 136 及び 325 番地 252 から 325 番地 294 の区域とする。

変更後

本会の区域は、伊勢市楠部町 263 番地 2 から 263 番地 226 まで、伊勢市中之町 20 番地 5 から 20 番地 143 まで並びに伊勢市中村町 302 番地 71 から 302 番地 136 まで、325 番地 252 から 325 番地 285 まで、325 番地 290 から 325 番地 294 まで及び 325 番地 301 の区域とする。

伊勢市告示第 58 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
西豊浜町小川区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10
項の規定により告示します。

平成 25 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 野 呂 勝 治

伊勢市西豊浜町 3683 番地 2

変更後 佐々木 源 武

伊勢市西豊浜町 3681 番地 2

伊勢市告示第 59 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
円座町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 25 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 小 林 薫

伊勢市円座町 1572 番地

変更後 上 村 明 政

伊勢市円座町 1533 番地

伊勢市告示第 60 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
松下 24 号線	二見町松下字越ヶ谷 65 番 1 地内から 二見町松下字外佐田 149 番 1 地先まで	平成 25 年 5 月 20 日

伊勢市告示第 61 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 25 年 5 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 舟 橋 清 昭

伊勢市楠部町 263 番地 64

変更後 三 日 市 敦

伊勢市楠部町 263 番地 140

伊勢市告示第 62 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 25 年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 招集の日時 平成 25 年 6 月 5 日（水）午後 5 時

2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号

伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

3 付議すべき事件

議案第 3 号 平成 24 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を

求めることについて

伊勢市告示第 63 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 25 年 5 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 西 田 宜 隆

伊勢市津村町 871 番地

変更後 中 山 忠 久

伊勢市津村町 1929 番地

伊勢市告示第 64 号

平成 25 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 25 年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部清掃課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市選挙管理委員会告示第29号

平成25年6月27日に任期満了の宮川用水土地改良区総代選挙を、下記のとおり執行
します。

平成25年5月28日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

- 1 選挙期日 平成25年6月4日（火）
- 2 投票時間 午前9時から午後4時まで
- 3 選挙すべき総代数 88人

第1選挙区	（伊勢市）	48人
第2	〃（度会郡玉城町）	17人
第3	〃（多気郡多気町）	9人
第4	〃（多気郡明和町）	12人
第5	〃（多気郡大台町）	2人

伊勢市選挙管理委員会告示第30号

平成25年6月4日執行の宮川用水土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示は、
選挙長所在の市町の公告式条例によります。

平成25年5月28日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

伊勢市選挙管理委員会告示第31号

平成25年6月4日執行の宮川用水土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成25年5月28日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

提出場所	第1選挙区	伊勢市役所
	第2選挙区	度会郡玉城町役場
	第3選挙区	多気郡多気町役場
	第4選挙区	多気郡明和町役場
	第5選挙区	多気郡大台町役場

(各市町選挙管理委員会)

伊勢市選挙管理委員会告示第32号

平成25年6月4日執行の宮川用水土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成25年5月28日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第19号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用します。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第16号様式の17を横書きとし、これを準用します。

伊勢市選挙管理委員会告示第33号

平成25年6月4日執行の宮川用水土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成25年5月28日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記



伊勢市選挙管理委員会告示第34号

平成25年 6 月 4 日執行の宮川用水土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成25年 5 月 28 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市 郎

記

選挙 区名	選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1	省略	赤羽根 正信	省略	石谷 源右
第 2	省略	中村 光伸	省略	飯嶋 正行
第 3	省略	中森 通弘	省略	村瀬 和生
第 4	省略	瀬田 敏雄	省略	福谷 和之
第 5	省略	中村 行雄	省略	木下 清次

伊勢市選挙管理委員会告示第35号

平成25年6月4日執行の宮川用水土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記のとおり選任します。

平成25年5月28日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

選挙 区名	選 挙 立 会 人			
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1	省略	杉浦 勝治	省略	森井 利昇
第2	省略	松田 幸一	省略	松葉 茂樹
第3	省略	森山 久子	省略	西村 隆志
第4	省略	澄野 國雄	省略	下村 孝和
第5	省略	西岡 守	省略	村田 良夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 36 号

宮川用水土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 25 年 5 月 28 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

こうほしやしめい 候補者氏名	平成二十五年 執行 宮川用土地改良区総代選挙投票 ○ 注 意 ちゅうい こうほしやしめい 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 こうほしやしめい 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 伊勢市 選挙管理 委員会印
---	---

宮川用水土改選第1選区告示第1号

平成25年6月4日執行の宮川用水土地改良区総代選挙第1選挙区における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成25年5月29日

宮川用水土地改良区総代選挙
第1選挙区選挙長 赤羽根 正信

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	5.28	本人	角屋 基行	男	省略	S 30. 10. 18	57	無所属	農 業
2	5.28	本人	森 一也	男	省略	S 31. 11. 1	56	無所属	農 業
3	5.28	本人	松月 健	男	省略	S 19. 5. 28	69	無所属	農 業
4	5.28	本人	竹谷 一己	男	省略	S 22. 5. 31	66	無所属	農 業
5	5.28	本人	奥野 清文	男	省略	S 17. 2. 8	71	無所属	農 業
6	5.28	本人	西野 佐与武	男	省略	S 34. 4. 22	54	無所属	農 業
7	5.28	本人	奥野 隆史	男	省略	S 32. 1. 20	56	無所属	農 業
8	5.28	本人	林 慶達	男	省略	S 25. 10. 25	62	無所属	農 業
9	5.28	本人	奥田 孝	男	省略	S 19. 4. 5	69	無所属	農 業
10	5.28	本人	高橋 繁和	男	省略	S 34. 7. 9	53	無所属	農 業
11	5.28	本人	西口 好一	男	省略	S 14. 10. 28	73	無所属	農 業
12	5.28	本人	上井 宏武	男	省略	S 18. 11. 21	69	無所属	農 業
13	5.28	本人	中西 正治	男	省略	S 24. 11. 24	63	無所属	農 業
14	5.28	本人	森 隆生	男	省略	S 15. 4. 19	73	無所属	農 業
15	5.28	本人	宮端 章	男	省略	S 18. 1. 15	70	無所属	農 業
16	5.28	本人	中山 銀藏	男	省略	S 19. 2. 4	69	無所属	農 業
17	5.28	本人	安田 正幸	男	省略	S 27. 4. 16	61	無所属	農 業
18	5.28	本人	中野 幸藏	男	省略	S 21. 6. 7	66	無所属	農 業
19	5.28	本人	榎本 重男	男	省略	S 27. 11. 4	60	無所属	農 業
20	5.28	本人	出口 宗男	男	省略	S 22. 10. 11	65	無所属	農 業
21	5.28	本人	藤原 陽	男	省略	S 26. 12. 17	61	無所属	農 業
22	5.28	本人	野口 勝次郎	男	省略	S 14. 6. 5	74	無所属	農 業
23	5.28	本人	右京 権太郎	男	省略	S 32. 3. 16	56	無所属	農 業
24	5.28	本人	濱口 節生	男	省略	S 25. 10. 20	62	無所属	農 業
25	5.28	本人	奥山 勝也	男	省略	S 33. 1. 30	55	無所属	農 業
26	5.28	本人	中村 政行	男	省略	S 23. 8. 29	64	無所属	農 業
27	5.28	本人	中里 剛	男	省略	S 18. 9. 18	69	無所属	農 業
28	5.28	本人	林 榮一	男	省略	S 17. 5. 3	71	無所属	農 業
29	5.28	本人	森 芳明	男	省略	S 13. 4. 2	75	無所属	農 業
30	5.28	本人	木村 功	男	省略	S 19. 10. 19	68	無所属	農 業
31	5.28	本人	森井 義久	男	省略	S 18. 5. 3	70	無所属	農 業
32	5.28	本人	西 恒也	男	省略	S 20. 6. 8	67	無所属	農 業
33	5.28	本人	宮本 晴司	男	省略	S 24. 9. 28	63	無所属	農 業

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふ り が な 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
34	5.28	本人	よねだ 米田 正	男	省略	S 26. 9. 22	61	無所属	農 業
35	5.28	本人	なかにし 中西 善夫	男	省略	S 21. 10. 3	66	無所属	農 業
36	5.29	本人	せこぐち 世古口 新吾	男	省略	S 17. 1. 8	71	無所属	農 業
37	5.29	本人	すぎうら 杉浦 健三	男	省略	S 29. 1. 29	59	無所属	農 業
38	5.29	本人	にしい 西井 正	男	省略	S 17. 6. 16	70	無所属	農 業
39	5.29	本人	みやけ 三宅 清嗣	男	省略	S 24. 11. 5	63	無所属	農 業
40	5.29	本人	さのい 佐之井 久紀	男	省略	S 15. 4. 17	73	無所属	農 業
41	5.29	本人	なかい 中井 忠明	男	省略	S 17. 5. 15	71	無所属	農 業
42	5.29	本人	よつや 四ツ谷 元史	男	省略	S 27. 10. 30	60	無所属	農 業
43	5.29	本人	たばた 田端 正美	男	省略	S 28. 11. 6	59	無所属	農 業
44	5.29	本人	なかにし 中西 しげる 茂	男	省略	S 25. 12. 11	62	無所属	農 業
45	5.29	本人	おおにし 大西 まさよし 正義	男	省略	S 29. 1. 6	59	無所属	農 業
46	5.29	本人	はやし 林 すすむ 進	男	省略	S 12. 3. 21	76	無所属	農 業
47	5.29	本人	ながわ 中川 かずや 和彌	男	省略	S 19. 5. 18	69	無所属	農 業
48	5.29	本人	たまき 玉木 やすきち 保吉	男	省略	S 10. 3. 5	78	無所属	農 業

宮川用水土改選第 1 選区告示第 2 号

平成25年 6 月 4 日執行の宮川用水土地改良区総代選挙第 1 選挙区において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成25年 5 月29日

宮川用水土地改良区総代選挙

第 1 選挙区選挙長 赤羽根 正信

宮川用水土地改良第1選区告示第3号

平成25年6月4日執行の宮川用水土地改良区総代選挙第1選挙区における選挙会
の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成25年5月29日

宮川用水土地改良区総代選挙
第1選挙区選挙長 赤羽根 正信

記

- | | | |
|---|-----|----------------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成25年6月4日（火） 午前10時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市河崎1丁目11番8号
宮川用水土地改良区2階中会議室 |

伊勢市公告第 33 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 25 年 5 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

平成 25 年 6 月 27 日（木）～ 7 月 10 日（水）まで（土・日は除きます。）

午前 8 時 30 分～午後 5 時まで（月曜日は午前 8 時 30 分～午後 7 時まで。）

2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）：伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

3 募集住宅及び戸数

(1) 一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※ 3
中村団地	中村町桜が丘 177 番地 1	P C 平屋建	1 階	2 K	1	○	5,000 円～ 9,000 円
倭 A 団地	倭町 40 番地	P C 4 階建	2 階	3 D K	1	×	14,200 円～ 27,900 円
宮中横団地	浦口 4 丁目 32 番 37 号	R C 3 階建	3 階	2 D K	1	○	17,900 円～ 35,100 円
高倉団地	二俣 2 丁目 5 番 28 号	R C 3 階建	1 階	3 D K	1	×	21,000 円～ 41,300 円

万所団地	辻久留3丁目 20番44号	R C 3階建	2階	2DK	1	○	17,600円～ 34,500円
			3階	2DK	1	○	17,600円～ 34,500円
黒瀬第1団地	黒瀬町 1736 番地 1	P C 2階建	1・2 階 ※2	3DK	1	×	17,600円～ 34,600円
旭団地	旭町 49番地 1	R C 4階建	4階	2DK	1	○	17,100円～ 33,500円
西豊浜団地	西豊浜町 5437 番地	P C 2階建	1・2 階 ※2	2DK	1	○	12,200円～ 24,000円
朝熊第1団地	朝熊町 2663 番地 1	P C 2階建	1・2 階 ※2	3DK	1	×	19,200円～ 37,800円
朝熊第2団地	朝熊町 2602 番地 39	P C 平屋建	1階	3K	1	○	8,000円～ 15,700円
高向団地	御薊町 高向 1318番地	R C 2階建	1階	3DK	1	×	16,600円～ 32,500円

(2) 高齢者向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※3
リバーサイト せせらぎ	小俣町宮前31 番地2	R C 6階建	1階	2DK	1	○	20,500円～ 40,300円

※1 P C：コンクリート版プレハブ造 R C：鉄筋コンクリート造

※2 部屋は2階構造となっています。

※3 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。

(5) 収入基準（月額）が 158,000 円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と 18 歳未満の者のみの世帯、障害者等がいる世帯、小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000 円以下となります。

・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12 か月で除した額

(6) 申し込む住宅に応じて下記の条件に該当すること。

ア 一般向市営住宅

現在同居している、又は同居しようとする親族、その他に内縁関係者及び婚約者があること。

- ・親族・・・・・・・・6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族
- ・内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・婚約者・・・・・・・・契約日までに、入籍ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3 K 以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

- (ア) 昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者
- (イ) 身体障害者（障害の程度が、1 級から 4 級までの者）
- (ウ) 精神障害者（障害の程度が、1 級から 3 級までの者）
- (エ) 知的障害者（障害の程度が、(ウ)の程度に相当する者）
- (オ) 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）の特別項症から第 6 項症までの者又は第 1 款症の者）
- (カ) 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の認定を受けた者）
- (キ) 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 2 条

第 1 項に該当する者)

(ク) 生活保護者 (生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 6 条第 1 項に該当する者)

(ケ) 海外からの引揚げ者 (引揚げ後 5 年を経過していない者)

(コ) ハンセン病療養所入所者等 (ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成 13 年法律第 63 号) 第 2 条に該当する者)

(サ) DV 被害者 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) による一時保護者若しくは保護終了日から 5 年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から 5 年を経過していないもの)

イ 高齢者向市営住宅

次のいずれにも該当すること。

(ア) 60 歳以上の単身世帯又はいずれか一者が 60 歳以上の夫婦※のみの世帯又はいずれもが 60 歳以上である親族からなる世帯

※ 夫婦・・・配偶者同士のみ (内縁関係者及び婚約者を含む。)

(イ) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められる、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯

(ウ) 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯

5 申込方法

F E 住宅管理共同企業体 (伊勢市営住宅等管理事務所) で配布される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、持参してください。

6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集

数を上回った場合は公開抽選を行います。

(1) 日時 平成 25 年 7 月 21 日 (日) 午後 1 時から

(2) 場所 いせシティプラザ 2 階多目的ホール

7 入居時期

平成 25 年 8 月 1 日 (木) 以降

8 問い合わせ先

F E 住宅管理共同企業体 (伊勢市営住宅等管理事務所)

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部建築住宅課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 34 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢市条例第 20 号）第 30 条の規定に基づき、平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から 25 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における個人情報の開示等についての実施状況を次のとおり公表します。

平成 25 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなければなりません。

平成 24 年度における実施機関からの届出件数は 30 件でした。

（単位：件）

実施機関名	件 数
市 長	27
教育委員会	3

2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止又は変更する場合は、その旨を届出なければなりません。平成 24 年度における事務の廃止の届出は 24 件でした。

（単位：件）

実施機関名	事務の廃止
市 長	4
教育委員会	20

3 実施機関別の登録

平成 24 年度末における個人情報取扱事務の登録件数は、501 件となり、実施機関別の登録件数は、次のとおりです。

実施機関別の事務の登録状況 （平成 25 年 3 月 31 日現在）

実施機関名	件 数
市 長	394
教育委員会	55
病院事業管理者	9
選挙管理委員会	5
監査委員	2
農業委員会	4
消防長	29
議 会	3
合 計	501

4 個人情報開示、訂正、削除及び中止の請求等

平成 24 年度における個人情報開示請求件数は 13 件でした。訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
開示	1	1	0	1	0	3	0	3	0	2	1	1	13

なお、開示請求の実施機関別状況は以下のとおりでした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市長	戸籍住民課	6 件	教育委員会	2 件
	介護保険課	2	消防長	2
	(二見総合支所) 生活福祉課	1		
	計 (3 課)	9	計	4
合 計				13

5 個人情報開示請求者別状況

平成 24 年度における個人情報開示請求者数は、人数で 12 人でした。
その状況は、次のとおりです。

請求者別状況 (単位：人)

本 人		8
代理人	未成年者	0
	成年被後見人	1
	特別の理由	3

6 開示請求の決定状況

(1) 決定状況

個人情報開示請求に対するその決定状況は、開示 3 件、一部開示 6 件、請求却下 4 件でした。

(単位：件)

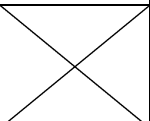
区 分	請 求	開 示	一部開示	請求却下
件 数	13	3	6	4

(2) 一部開示・請求却下理由別内訳

一部開示、請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1 件の請求に対して複数の理由のものがああります。

(単位：件)

不 開 示 理 由	一部開示	請求却下	合計
法令秘情報 (第 15 条第 1 号)	0		0
評価、診断等情報 (第 15 条第 2 号)	2		2
第三者の個人情報 (第 15 条第 3 号)	5		5

国等協力関係情報（第 15 条第 4 号）	0		0
審議、検討、調査等情報（第 15 条第 5 号）	0		0
行政運営情報（第 15 条第 6 号）	0		0
公共の安全、秩序維持情報（第 15 条第 7 号）	0		0
その他の情報（第 15 条第 8 号）	0		0
請求対象とならない情報		0	0
個人情報特定不可能		0	0
個人情報不存在		4	4
合 計	7	4	11

7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用をし、又は実施機関以外のものへ提供することができますが、平成 24 年度における目的外利用の届出は 5 件、外部提供の届出は 95 件でした。その状況は次のとおりです。

(1) 実施機関別の目的外利用等の届出 (単位：件)

	目的外利用	外 部 提 供	計
市 長	5	89	94
農業委員会	—	1	1
消防長	—	4	4
議 会	—	1	1
合 計	5	95	100

(2) 目的外利用等の根拠

なお、1 件の目的外利用等に対して複数の根拠のものがあります。

(単位：件)

本人の同意を得ているとき	3
法令等に定めがあるとき	90
公表された事実であるとき	0
緊急かつやむを得ないと認めるとき	0
相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めたとき	0
国等への提供で、事務の性質上やむを得ないと認めたとき	86
審査会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき	2

8 不服申立ての状況

個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する決定に対して、不服申立てができるようになってはいますが、平成 24 年度の不服申立てはありませんでした。

9 審査会の処理状況

平成 24 年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。

伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例第 19 号）第 20 条の規定に基づき、平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

平成 25 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公文書公開請求の状況

平成 24 年度における公文書公開請求件数は、57 件でした。

（単位：件）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
請求	6	4	3	2	4	3	5	3	2	4	12	9	57

2 公文書公開請求者別状況

平成 24 年度における公文書公開請求者数は、人数で 25 人でした。

3 公文書公開請求の実施機関別状況

平成 24 年度の公文書公開請求状況を実施機関別に見ると、市長 51 件、教育委員会 6 件でした。

（単位：件）

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市長	職員課	7 件	教育委員会	6 件
	管財契約課	1		
	市民交流課	1		
	戸籍住民課	6		
	環境課	3		
	農林水産課	1		
	観光企画課	2		
	都市計画課	4		
	基盤整備課	2		
	維持課	14		
	用地課	2		
	建築住宅課	4		
	料金課	1		
	上水道課	1		
	下水道施設管理課	1		
	（二見総合支所）地域振興課	1		
	計（16課）	51	計	6
合 計				57

4 公文書公開請求の決定状況

(1) 決定状況

公文書公開請求に対するその決定状況は、公開 11 件、部分公開 36 件、非公開 2 件、請求却下 9 件でした。

なお、1 件の請求に対して複数の決定をする場合があるので、請求件数より多くなっています。

(単位：件)

区 分	請 求	公 開	部分公開	非公開	請求却下	小計	取下げ	合計
件 数	57	11	36	2	9	58	0	58

(2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1 件の請求に対して複数の理由のものがあります。

(単位：件)

非 公 開 理 由	部分公開	非公開	請求却下 (拒否)	合計
個人情報（第 9 条第 1 号）	31	2		33
法人等情報（第 9 条第 2 号）	10	0		10
国等との協力関係情報（第 9 条第 3 号）	0	0		0
意思形成過程情報（第 9 条第 4 号）	0	0		0
事務事業の執行情報（第 9 条第 5 号）	0	0		0
公共の安全、秩序維持情報（第 9 条第 6 号）	0	0		0
任意提供情報（第 9 条第 7 号）	0	0		0
合議制機関情報（第 9 条第 8 号）	1	0		1
法令秘情報（第 9 条第 9 号）	0	0		0
請求拒否（第 12 条）			0	0
請求対象とならない公文書			0	0
公文書特定不可能			0	0
公文書不存在			9	9
合 計	42	2	9	53

5 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対し実施機関が行う諾否の決定に対し、不服申立てができるようになっていますが、平成 24 年度の不服申立てはありませんでした。

6 審査会の処理状況

平成 24 年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。